

# 131～132ページ

## 修正した部分を再度修正

### 131P

#### (6) 更新を受けようとする者の義務

(法 101 の 3、101 の 4、108-32-(2)、108 の 2-1-(11・12)、108 の 2-2)

#### ② 70歳から74歳までの者の更新時講習

更新期間が満了する日における年齢が70歳から74歳までの者は、更新期間が満了する  
日前.....

### 132P

.....高齢者講習を受ける必要はありません。さらに更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、更新期間が満了する日前6ヶ月以内に、高齢者講習に加え、  
運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能に関する検査を行い、その結果に基づいた高齢者講習を受けなければなりません。

#### ③ 75歳以上の者の更新時講習等

更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、更新期間が満了する日前6ヶ月以内に、運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能に関する検査と、高齢者講習を受けなければなりません。

さらに、運転免許証の有効期間満了日の直近の誕生日から160日前の日前3年間に、一定の交通違反歴がある場合は、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査(実車試験)が義務づけられます。この検査は、更新期限の6か月前から繰り返し受検することができますが、不合格の場合は運転免許証を更新することはできません。合格者は、その後認知機能に関する検査を行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を受けなければなりません。

また、運転技能検査の対象とならない運転者には、実車指導をして運転技能を評価することとなります。

参考

.....「運転技能検査の対象となる11種類の違反行為」.....

①信号無視	⑤横断等禁止違反	⑨横断歩行者等妨害等
②通行区分違反	⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り	⑩安全運転義務違反
③通行帯違反等	⑦交差点右左折方法違反等	⑪携帯電話使用等
④速度超過	⑧交差点安全進行義務違反等	

※ 運転技能検査の対象は普通免許であり、不合格になっても、希望により普通車を運転できる免許を返納し原付免許等にする場合は更新ができます。